

高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策を強化してください！

中国、台湾、ベトナム等の我が国に近い国々で発生が認められています。

依然として海外から我が国に本病ウイルスが侵入する可能性は高いと考えられます。

いつどこで発生してもおかしくない！との緊張感でこれまで以上に万全の対応をこころがけましょう！

- ・飼養衛生管理の点検・確認の徹底！
【飼養衛生管理基準チェックシートで確実にチェックする。】
- ・野鳥やねずみ等の野生動物対策の徹底！
【野鳥の侵入防止、ねずみの駆除対策等を確実に行う。】
- ・早期通報の再徹底！
【過去21日間の平均死亡率の2倍を超える死亡があった場合等異状を発見した際には、家畜保健衛生所に通報する。】
- ・日頃から飼養家さんの健康観察を徹底する。
- ・家畜保健衛生所、市村、獣医師等との連絡体制の確認をする。



異状に気づいたら、すみやかに家畜保健衛生所に通報してください。

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp